

後期高齢者医療保険についての お知らせです

平成24年2月16日に開催された鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、平成24、25年度の保険料率が決定しました。

鳥取県後期高齢者医療において、被保険者数、医療給付費（保険から出す医療費）、の推移は以下のようになっています。

鳥取県後期高齢者医療各種推計値

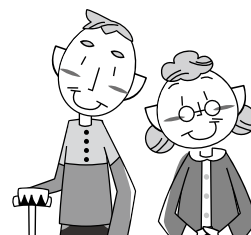
年 度	H20	H21	H22	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)
被保険者数 (人)	83,178	84,678	85,925	87,507	88,636	89,770
医療給付費 (百万円)	55,942	63,742	66,756	68,980	72,666	76,292
一人当たり医療給付費 (円)	672,558	752,758	776,910	788,280	819,825	849,861

医療給付費の伸びに伴って保険料の増加はやむを得ない状況でしたが、約12億4000万円の基金を取崩し、所得割率・均等割額においては据え置くこととなりました。また、保険料軽減に関する項目も現行のままとなります。

1 平成24、25年度の保険料率

※ () 内は、平成23年度のもの。

- 保険料の所得割率 100分の7.71 (100分の7.71) ……据え置き
- 保険料の均等割額 (年額) 40,773円 (40,773円) ……据え置き
- 保険料の賦課限度額 550,000円 (500,000円) ……50,000円増



2 平成24年度における保険料負担の軽減について

(1) 均等割額の軽減

軽減割合	世帯の総所得 (収入) 金額等 (世帯主と被保険者により判定)	軽減後均等割額
9割	【基礎控除額 (33万円) を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他各種所得がない)】の世帯	4,077円
8.5割	【基礎控除額 (33万円)】を超えない世帯のうち、9割軽減に該当しない世帯	6,115円
5割	【基礎控除額 (33万円) + 24万5千円 × 世帯の被保険者数 (被保険者である世帯主を除く)】を超えない世帯	20,386円
2割	【基礎控除額 (33万円) + 35万円 × 世帯の被保険者数】を超えない世帯	32,618円

(2) 所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額 (基礎控除後の総所得金額) が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。(年金収入のみの場合、年金収入の額が211万円以下の方)

(3) 被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険 (健康保険組合や共済組合など) の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が9割軽減されます。

平成24年度後期高齢者医療保険料の通知は、7月末に送付します。

問い合わせ先 住民生活課 保険係 ☎73-1415